

国家税務総局：企業所得税の過渡期優遇政策執行を一段と明確化する意見問題に関する通知

国税函[2010]157号

各省、自治区、直轄市と計画単列市国家税務局、地方税務局

《財政部、国家税務総局：企業所得税優遇政策執行における若干問題に関する通知》（財稅[2009]69号）の関連規定に基づいて、ここに企業所得税過渡期優遇政策問題について以下の通り一段と明確にする。

一、居住者企業適用税率選択及び半減徴税の具体的な区分問題について

（一）居住者企業がハイテク企業と認定され、同時に《国务院：企業所得税過渡期優遇政策の実施に関する通知》（国發[2007]39号）の第一条第三項規定の企業所得税「二免三減半」、「五免五減半」等の定期減免税優遇過渡期を享受する場合、当該居住者企業の所得税適用税率は過渡期適用税率を適用しそして半減徴税を期間満了まで適用することを選択する、またはハイテク企業の15%の税率の適用を選択することもできるが、15%の税率の半減徴税を享受することはできない。

（二）居住者企業がハイテク企業と認定され、同時にソフト生産企業と集積回路生産企業の企業所得税の定期半減徴税の優遇条件に符合する場合、当該居住者企業の所得税適用税率はハイテク企業の15%の税率を選択することができ、25%の法定税率に照らして半減徴税することも選択することができるが、15%の税率の半減徴税を享受することはできない。

（三）居住者企業が《中華人民共和國企業所得税法実施条例》の第八十六条、第八十七条、第八十八条と第九十条で規定する企業所得税を半減して徴収することができることによる所得を取得するという事は、居住者企業が当該部分の所得について単独で計算しそして25%の法定税率に照らして半分に現じて企業所得税を納付することを指す。

（四）ハイテク企業の税率低減優遇は適用条件変更の延長政策に属するが過渡政策に組み入れられず、そのため、およそ居住者企業が税務機関の認可を経て2007年度及びそれ以前のハイテク企業または新技術の企業所得税優遇を享受し、2008年及びそれ以降の年度にハイテク企業と認められていない場合、2008年よりハイテク企業の15%の税率を適用してはならず、《国务院：企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知》（国發[2007]39号）第一条第二項で規定する過渡税率を適用せず、2008年度より25%の法定税率を適用しなければならない。

二、居住者企業総分機構の過渡期税率執行問題

居住者企業が税務機関の認可を経て2007年度以前に《国家税務総局：外商投資企業分支機構が適用する所得税税率の問題に関する通知》の規定（国税發[1997]49号）に照らして、異なる税率地区に所在する分支機構は単独で所得税の低減優遇を享受することができる場合、引続き単独で税率低減の優遇過渡政策を適用することができる。優遇過渡期終了後、

統一して《国家税務総局：〈多地域経営における企業所得税納税の徴収管理暫定弁法〉公布に関する通知》（国税発[2008]28号）第十六条の規定に従って執行する。

国家税務局

二〇一〇年四月二十一日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／呉 明憲）